

# 令和5年度第2回幕別町地域公共交通活性化協議会議案

【書面会議】

## 1 報告事項

### (1) 報告第6号 幕別町地域公共交通活性化協議会委員の変更について

区分	所属	役職	氏名
旧 北海道十勝総合振興局長が指名する者	十勝総合振興局地域創生部 地域政策課	主幹(地域交通)	山田 貴弘
新 北海道十勝総合振興局長が指名する者	十勝総合振興局地域創生部 地域政策課	課長	範国 修史

区分	所属	役職	氏名
旧 住民又は利用者の代表	忠類地区町内会長代表	忠類錦町 町内会長	佐藤 博志
新 住民又は利用者の代表	忠類地区町内会長代表	忠類本町 町内会長	及川 昇

区分	所属	役職	氏名
旧 その他協議会が必要と認める者	十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	—	—
新 その他協議会が必要と認める者	十勝地区バス労働組合連絡会	代表	久保 真司

#### 【説明】

- 3 十勝総合振興局地域創生部地域政策課の6月1日付人事異動に伴う交代。
- 14 忠類地区町内会長代表の変更に伴うもの。
- 27 前回の協議会で新たに十勝地区バス労働組合連絡会を委員として追加することと決定したことに伴い、同連絡会から久保真司代表を委員として推薦いただいたことによるもの。  
なお、任期は令和6年1月23日まで。

## 2 議案

### (1) 議案第8号 令和6年度幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

資料1のとおり。

#### 【説明】

町コミュニティバス及び予約型乗合タクシーに係る令和6年度分(令和5年10月1日～令和6年9月30日)の事業計画について、資料1のとおり帯広運輸支局を通じ、国土交通大臣に提出するもの。

### 【補足】

○フィーダー系統とは、路線バス停留所や鉄道駅等の地域間交通ネットワークと接続する系統のことをいいます。本町ではコミバスと予約型乗合タクシーが該当します。

○事業計画を提出することにより、コミバス及び予約型乗合タクシーにおける補助対象経費の2分の1に相当する額以内を国庫から補助されるものです。

ただし、各自治体ごとに上限額が設けられています。

※例年策定している計画であり、コミバス、デマンドタクシーの目標乗車人数以外に変更はありません。更新部分については\_\_\_\_\_線で表示しています。

目標乗車人数（カッコ内はR4実績値）

	令和5年度目標 (令和4年10月～令和5年9月計画)	令和6年度目標 ※今回目標設定分 (令和5年10月～令和6年9月計画)
コミバス	幕別線 38.2人／日 札内線 54.5人／日	幕別線 (31.6人／日) ×1.1= 34.8人／日 札内線 (55.9人／日) ×1.1= 61.5人／日 ※令和4年度実績比 10%増
タクシ	駒畠線 3.9人／日 古舞線 6.7人／日	駒畠線 (2.7人／日) ×1.1= 3.0人／日 古舞線 (3.3人／日) ×1.1= 3.6人／日 ※令和4年度実績比 10%増

### 3 その他

#### 今後の予定について

##### ・地域公共交通計画の作成について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年11月27日に施行されたことに伴い、全ての地方公共団体において、同法第5条に規定する地域公共交通計画（法定計画）の作成が努力義務化されました。

更に、令和6年10月以降も地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるためには、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条に基づき法定計画の作成が必須とされたことから、来春の法定計画策定に向けて準備を進めています。

幕別町地域公共交通活性化協議会委員名簿

	区 分	氏 名	所 属	役 職	備考
1	幕別町	会長 伊藤 博明	幕別町	副町長	
2	北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者	若杉 貴志	帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	
3	北海道十勝総合振興局長が指名する者	範国 修史	十勝総合振興局地域創生部 地域政策課	課長	新
4	関係する道路管理者が指名する者	大江 祐一	帯広開発建設部道路計画課	課長	
5		高橋 崇史	十勝総合振興局帯広建設管理部 事業室地域調整課	課長	
6	帯広警察署長が指名する者	堺 玄州	帯広警察署交通第一課	課長	
7	一般旅客自動車	長沢 敏彦	十勝バス株式会社	旅客事業本部長	
8	運送事業者の代表	加藤 貴志	北斗タクシー有限会社	統括課長	
9		桑島 亮	エイシン運輸有限会社	代表取締役	
10	住民又は利用者の代表	高畠 政由	幕別地区町内会長代表	宝町町内会長	
11		中橋 伸勝	札内地区町内会長代表	文京町町内会長	
12		熊田 由幸	札内地区町内会長代表	途別町内会長	
13		山田 敏明	南幕別地区町内会長代表	中糠内町内会長	
14		及川 昇	忠類地区町内会長代表	忠類本町町内会長	新
15		笹井 守	幕別町商工会	会長	
16		高橋 平明	幕別町社会福祉協議会	会長	
17		宮本真由美	幕別町民生委員児童委員協議会	副会長	
18		永井ケイ子	幕別町消費者協会	監査	
19		三井 央一	幕別町P T A連合会	会長	
20		古川 稔	幕別町老人クラブ連合会	会長	新
21		宮澤 清志	幕別町障害者(児)団体連絡協議会	会長	
22	幕別町長が指名する町職員	寺田 治	幕別町住民生活部	部長	
23		櫻木 良美	幕別町保健福祉部	部長	
24		岡田 直之	幕別町経済部	部長	
25		小野 晴正	幕別町建設部	部長	
26		川瀬 吉治	幕別町教育委員会教育部	部長	
27	その他協議会が必要と認める者	久保 真司	十勝地区バス労働組合連絡会	代表	新
28		塚本 俊二	十勝地区ハイヤー協会	常務理事	

令和5年6月15日

資料1

様式第1－6（日本産業規格A列4番）

幕地公第 号  
令和5年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 幕別町地域公共交通活性化協議会  
住 所 北海道中川郡幕別町本町130番地1  
代表者氏名 会長 伊藤 博明

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて  
申請します。

# 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月 日

（名称）幕別町地域公共交通活性化協議会  
会長 伊藤 博明

## 生活交通確保維持改善計画の名称

幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

幕別町の公共交通機関は、JRが幕別～帯広間において、上り帯広方面は13本/日、下り池田方面は14本/日運行している。路線バスについては、十勝バス（株）が帯広陸別線、幕別線、南商あかしや線及び広尾線の4路線を運行しており、JR、路線バスとともに、通学や帯広市への通院、買物等で利用する学生や高齢者にとって重要な交通手段となっている。また、スクールバスが町内で12路線運行されており、農村部に居住する小中学生の通学に利用されている。

しかしながら、農村部ではスクールバス運行路線以外の地域や市街地内でも公共交通を利用できない公共交通空白地域が存在し、自家用車による移動が困難な高齢者や障がい者、運転免許証を持たない方や返納された方などは、「移動」が制約され不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくうえで大きな障壁となっていた。

このような状況から、今後の少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、効率的で持続可能な公共交通の確保や、公共交通の利便性の向上を図ることを目的として、幕別本町・札内市街地におけるコミュニティバスの導入、農村部では駒畠線と古舞線の予約型乗合タクシーの導入を行ったところである。

地域公共交通確保維持改善事業により、幕別町内における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の買物や通院などの日常生活の移動手段確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、住民の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### （1）事業の目標

地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。

【目標①】幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数

令和6年度においては、

幕別線の乗車人数を令和4年度比10%以上増加とし、34.8人/日を目標とする。

札内線の乗車人数を令和4年度比10%以上増加とし、61.5人/日を目標とする。

令和7年度、令和8年度については、それぞれ前年度実績の10%以上増加を目標とする。

※目標中、令和4年度はR4.4.1～R5.3.31とする。

【目標②】予約型乗合タクシー駒畠線・古舞線の年間利用者数

令和6年度においては、

駒畠線の乗車人数を令和4年度比10%以上増加とし、3.0人/日を目標とする。

古舞線の乗車人数を令和4年度比10%以上増加とし、3.6人/日を目標とする。

令和7年度、令和8年度については、令和6年度の目標を維持することとする。

※目標中、令和4年度はR4.4.1～R5.3.31とする。

乗車人數目標及び  
基準年度を更新

<b>(2) 事業の効果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幕別町内における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院等の生活に係る移動手段を確保することができる。</li> <li>・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。</li> </ul>
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民が多く集まる機会でのコミバスの展示、乗車体験、ぬり絵やペーパークラフトの配布。（幕別町）</li> <li>・園児の乗車体験の呼びかけ。（幕別町）</li> <li>・高齢者が多く集まる機会での、出前講座による、コミバス及び予約型乗合タクシーの周知。（幕別町）</li> <li>・広報等により町民に事業内容を広く周知する。</li> </ul>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b>
幕別町から運行事業者への補助金については、運行経費から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
<b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>
<p>【コミュニティバス（幕別線・札内線】十勝バス株式会社      【予約型乗合タクシー駒留線】エイシン運輸有限会社      【予約型乗合タクシー古舞線】北斗タクシー有限会社</p>
<b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
※該当なし
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準一ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
<b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし

## 11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

## 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

## 13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

札内地区を運行するコミュニティバスについては、1周90分を要するため、逆回り便を増車することにより利便性の向上が図られることから、新たに1台ノンステップ車両を導入する必要があった。

※該当なし

13~15までを削除し、「※該当なし」に修正

## 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

### (1) 事業の目標

【目標】幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数

令和6年度においては、

幕別線の乗車人数を令和4年度比10%以上増加とし、34.8人/日を目標とする。

札内線の乗車人数を令和4年度比10%以上増加とし、61.5人/日を目標とする。

令和7年度、令和8年度については、それぞれ前年度実績の10%以上増加を目標とする。

※目標中、令和4年度はR4.4.1~R5.3.31とする。

※該当なし

### (2) 事業の効果

ノンステップバスの導入により、身体の不自由な方や高齢者、車いす利用者の利便性が向上するとともに、新たな車両の導入によるP.R効果が期待され、利用者の増加につながると考えられる。

※該当なし

## 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付

なお、幕別町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

※該当なし

## 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

### ① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

### ② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

**17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性**

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

**18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果**

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

**(1) 事業の目標**

※該当なし

**(2) 事業の効果**

※該当なし

**19. 貨客混載の導入に係る計画の概要**

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

**20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

**21. 協議会の開催状況と主な議論**

**・令和5年1月18日（第3回）【書面会議】**

委員の交代について

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

第20回統一地方選挙期日前投票期間中における休日運行の実施及び投票者の運賃無償化について

令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

**・令和5年3月31日（第4回）【書面会議】**

委員の交代について

令和5年度幕別町地域公共交通活性化協議会予算（案）について

**・令和5年5月15日（第1回）**

委員の交代について

令和4年度幕別町地域公共交通活性化協議会事業報告について

令和4年度幕別町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算報告及び監査報告について

コミュニティバスの運行実績について

予約型乗合タクシーの運行実績について

幕別町地域公共交通活性化協議会委員の区分変更について

コミュニティバス（幕別線・札内線）ダイヤの改正について

コミュニティバスダイヤ改正に伴う運賃の種類及び額について

75歳以上の高齢者に対するコミュニティバス運賃無償化について

運転免許証自主返納者に対する運賃無償化と有効期間の見直しについて

令和5年度幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

地域公共交通計画作成に係るアンケートの実施について

**・令和5年6月27日（第2回）【書面会議】**

委員の変更について

令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

主な議論  
を掲載

## 22. 利用者等の意見の反映状況

協議会、分科会には各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただきており、協議会、分科会での議論を反映して計画を作成した。

コミバス利用者及び予約型乗合タクシー利用者を対象としたアンケートを実施した。バス停までの距離短縮の要望や住宅街、大型店舗へのコミバス運行ルート延伸の声を計画に反映した。

## 23. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	幕別町副町長
交通事業者・交通施設管理者等	帯広開発建設部道路計画課、帯広建設管理部事業室地域調整課、帯広警察署交通課、十勝バス株式会社、北斗タクシー有限会社、エイシン運輸有限会社
地方運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局
その他協議会が必要と認める者	幕別地区町内会長代表、札内地区町内会長代表、南幕別地区町内会長代表、忠類地区町内会長代表、幕別町商工会、幕別町社会福祉協議会、幕別町民生委員児童委員協議会、幕別町消費者協会、幕別町PTA連合会、幕別町老人クラブ連合会、幕別町障害者（児）団体連絡協議会、十勝地区バス労働組合連絡会、十勝地区ハイヤー協会、幕別町住民生活部長、幕別町保健福祉部長、幕別町経済部長、幕別町建設部長、幕別町教育委員会教育部長

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道中川郡幕別町本町 130 番地 1  
(所 属) 幕別町住民生活部防災環境課交通防犯係  
(氏 名) 係長 富原 博美  
(電 話) 0155-54-6601  
(e-mail) kotsubohankakari@town.makubetsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
幕別町	十勝バス(株)	(1) 幕別線1	幕別駅前	旭町	幕別駅前	(循環) 9.0km	244 日	732.0 回		路線定期運行	②(1)	十勝バスが運行する帯 広陸別線・幕別線との乗 継ぎを円滑にするため、 バス停留所相互設置(幕 別駅)、ダイヤ設定、乗継 割引の設定を行う。 また、JR根室本線への 接続を行う。	③
		(2) 幕別線2	幕別駅前	緑町	幕別駅前	(循環) 10.5km	244 日	488.0 回		路線定期運行	②(1)	十勝バスが運行する帯 広陸別線・幕別線との乗 継ぎを円滑にするため、 バス停留所相互設置(幕 別駅)、ダイヤ設定、乗継 割引の設定を行う。 また、JR根室本線への 接続を行う。	③
		(3) 札内線	札内支所前	札内駅前	札内支所前	(循環) 33.0km	244 日	2,196.0 回		路線定期運行	②(1)	十勝バスが運行する帯 広陸別線・幕別線・南商あ かしや線との乗継ぎを円 滑にするため、バス停留 所相互設置(札内、札内 中学校前)、ダイヤ設定、 乗継割引の設定を行う。 また、JR根室本線への 接続を行う。	③
		(4) 駒富線	駒富	南幕別地区	幕別駅	往 復 km km	244 日	488.0 回		区域運行	②(1)	十勝バス帯広陸別線や JR根室本線に接続のた め幕別駅を乗降とする。	③
		(5) 古舞線	美川	西幕別地区	札内支所	往 復 km km	244 日	732.0 回		区域運行	②(1)	十勝バス帯広陸別線や JR根室本線に接続のた め札内駅を乗降とする。	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

# 幕別町地域公共交通活性化協議会規約

平成24年1月24日 決定

## (目的)

第1条 幕別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく協議並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の確保など、地域内の公共交通に関する事項を協議するため設置する。

## (事務所)

第2条 協議会の事務所は、幕別町本町130番地1幕別町役場内に置く。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成、変更及び実施に係る協議に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 幕別町副町長
- (2) 北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者
- (3) 北海道十勝総合振興局長が指名する者
- (4) 関係する道路管理者が指名する者
- (5) 帯広警察署長が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) 幕別町長が指名する町職員
- (9) その他協議会が必要と認める者

2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

## (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監査委員 2名

## (会長)

第6条 会長は、幕別町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

## (副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## (監査委員)

第8条 監査委員は、会長が指名する。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

- 第9条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができるものとする。
  - 4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
  - 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、会議の出席又は助言等を求めることができる。
  - 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

- 第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第12条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、幕別町住民生活部防災環境課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

- 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を支給する。ただし、協議会委員のうち行政機関等の職員については支給しない。

- 2 前項の規定により支給する報酬及び費用弁償の額は、幕別町の例によるものとする。
- (協議会が解散した場合の措置)

- 第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散のその日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

- 第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月28日から施行する。

# 幕別町地域公共交通活性化協議会分科会規程

平成24年1月24日 決定

## (趣旨)

第1条 この規程は、幕別町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第2項の規定に基づき、幕別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うものとする。

## (組織)

第3条 分科会の委員は、別表に掲げる者とする。

2 分科会は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて関係者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

## (分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

## (副分科会長)

第5条 副分科会長は、分科会長が指名する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐して分科会の業務を掌理し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長の職務を代理する。

## (会議)

第6条 分科会は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

## (協議結果の取扱い)

第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告しなければならない。

## 附 則

この規程は、平成24年1月24日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和4年4月28日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

構成員	
1	幕別地区町内会長の代表
2	札内地区町内会長の代表
3	南幕別地区町内会長の代表
4	忠類地区町内会長の代表
5	幕別町商工会の代表
6	幕別町社会福祉協議会の代表
7	幕別町民生委員児童委員協議会の代表
8	幕別町消費者協会の代表
9	幕別町P.T.A連合会の代表
10	幕別町老人クラブ連合会の代表
11	幕別町障害者（児）団体連絡協議会の代表

# 幕別町地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成24年1月24日 決定

## (趣旨)

第1条 幕別町地域公共交通活性化協議会規約第13条第4項の規定に基づき、幕別町地域公共交通活性化策協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関すること。

## (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、幕別町住民生活部防災環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、幕別町住民生活部防災環境課職員をもって充てる。

## (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

## (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、幕別町において定められている文書の取扱いの例による。

## (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、幕別町において定められている公印の取扱いの例による。

## (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幕別町の例によるものとする。

## 附 則

この規程は、平成24年1月24日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和4年4月28日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
幕別町地域 公共交通活性化協議会 会長の印	幕別町地域 公共交通活性化協議会 会長之印	古印体	18×18	会長名を もって発 する文書	1	事務局長

# 幕別町地域公共交通活性化協議会財務規程

平成24年1月24日 決定

## (趣旨)

第1条 この規程は、幕別町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、幕別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに幕別町長に報告しなければならない。

## (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

## (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

## (出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

## (協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

## (収入及び支出の手続き)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、幕別町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

3 前項の簿冊は、会計年度終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

## (決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第8条に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により、協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに幕別町長に送付しなければならない。

## (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幕別町の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月28日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雜入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

# 令和5年7月1日改正 幕別町コミュニティバス(幕別線)



## 毎月1日はコミバスター!

毎月1日はコミバスが無料で乗り放題!図書館本館では映画や落語の鑑賞会を実施しています。  
※1日が運休日の場合は翌運行日が無料になります。

## 75歳以上の方は運賃無料!

75歳以上の方および65歳以上75歳未満でも後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、乗務員に「後期高齢者医療被保険者証」を提示すると運賃が無料になります。

## 運転免許証を返納した高齢者の方は運賃無料!

運転免許証を自主返納された65歳以上の方は、75歳になるまでの間、乗務員に「運転経歴証明書」を提示すると運賃が無料になります。  
※運転免許証を自主返納した方で運転経歴証明書をお持ちでない方は、無料乗車券を発行しますので、役場まで申請してください。

## コミバス ⇄ 十勝バス乗り継ぎで運賃割引!(運賃無料の方は対象外)

乗り継ぎ前のバス乗務員へ乗り継ぎ旨をお申し出ください。発行される「乗車証明書」を使用すると、乗り継ぎ後のバス運賃から大人100円、小学生50円が割り引きされます。  
※乗り継ぎできる便、バス停などの詳細は乗務員にお尋ねください。

乗車運賃	
中学生以上	100円
小学生	50円
75歳以上及び小学生未満	無料

※通学のために利用する小中学生は無料で乗車できます。(各学校長の許可が必要です)

運休日	
土曜、日曜、祝日 年末年始(12月31日~1月3日)	

回数券	
500円で7回分 1,000円で15回分	

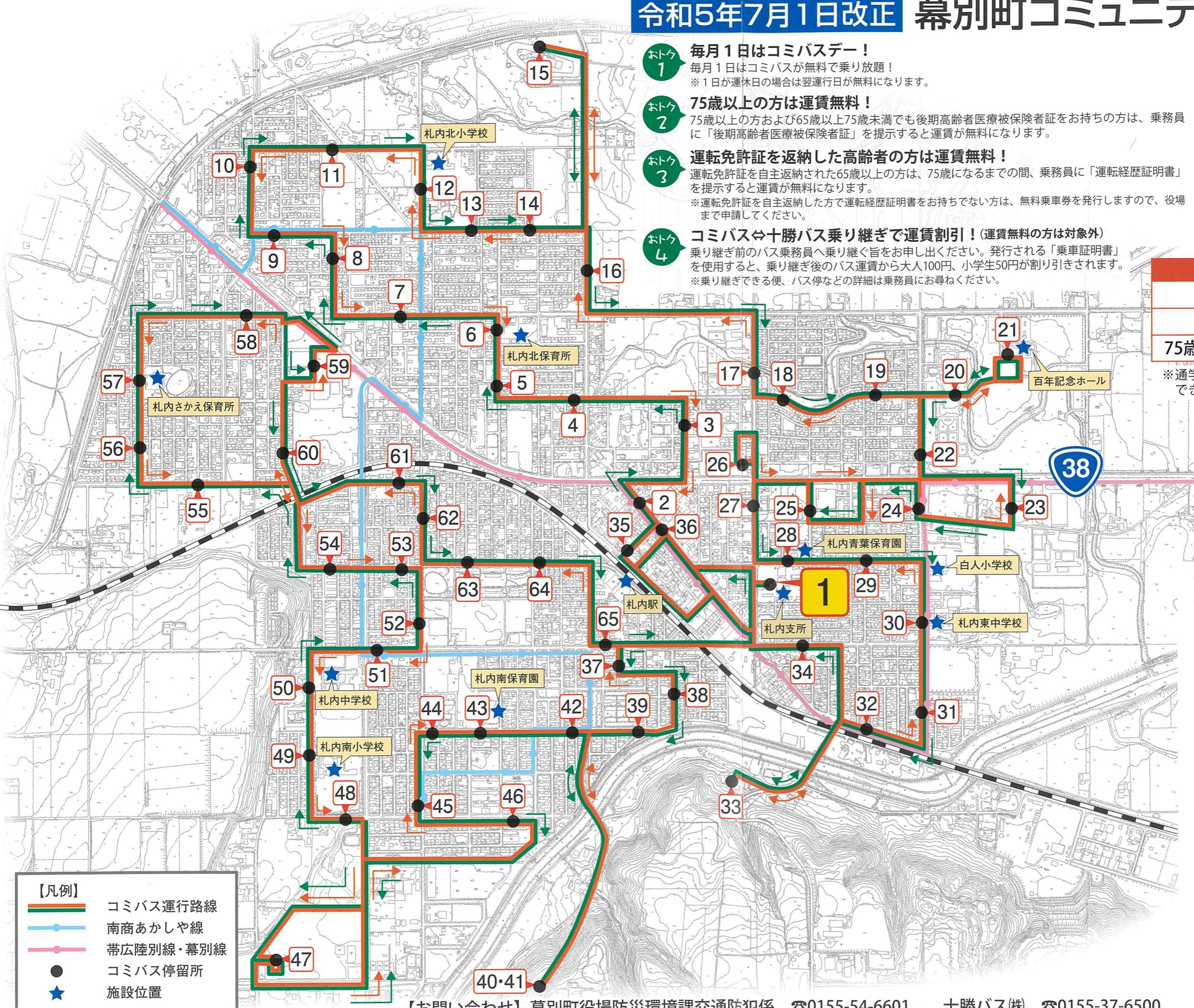
※2種類のお得な回数券をバス車内で販売しています。(小学生分はそれぞれ半額で販売しています。)



No.	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
旭町方面	1 幕別駅前【路線バス・JR】	始 7:35	始 9:50	始 10:45	—	15:11
	2 フクハラ幕別店前	—	—	10:46	—	—
	3 幕別東1条	7:37	9:52	10:49	—	16:13
	4 旭町西団地前	7:38	9:53	10:50	—	16:14
	5 三角公園前	7:39	9:54	10:51	—	16:15
	6 幕別北コミセン前	7:41	9:56	10:53	—	16:17
	7 旭町東団地前	7:42	9:57	10:54	—	16:18
	8 旭町	7:44	9:59	10:56	—	16:20
	9 幸町	7:45	10:00	10:57	—	16:21
	10 郵便局前	7:46	10:01	10:58	—	16:22
	11 北洋銀行前	7:47	10:02	10:59	—	16:23
	12 フクハラ幕別店前	—	—	—	15:24	—
	12 役場前	—	—	—	15:25	—
寿町・南町・緑町方面	1 幕別駅前【路線バス・JR】	7:48	10:03	11:00	始 14:45	終 15:26
	2 フクハラ幕別店前	—	10:04	11:01	14:46	—
	12 役場前	—	10:05	11:02	14:47	—
	13 農業者トレーニングセンター前	7:51	10:06	11:03	14:48	—
	14 景山医院前	7:51	10:06	11:03	14:48	—
	15 寿町	7:52	10:07	11:04	14:49	—
	16 運動公園入口	7:52	10:07	11:04	14:49	—
	17 幕別跨線橋	7:54	10:09	11:06	14:51	—
	18 老人健康増進センター前	7:54	10:09	11:06	14:51	—
	19 善教寺前	7:55	10:10	11:07	14:52	—
	20 南町	7:56	10:11	11:08	14:53	—
	21 鉄南ふれあい交流館前	7:57	10:12	11:09	14:54	—
	22 幕別小学校前	7:58	10:13	11:10	14:55	—
	23 幕別中学校前	7:59	10:14	11:11	14:56	—
	24 十勝大福本舗前	7:59	10:14	11:11	14:56	—
	25 あけぼの公園前	8:00	10:15	11:12	14:57	—
	26 緑央公園前	8:01	10:16	11:13	14:58	—
	27 東緑団地	8:02	10:17	11:14	14:59	—
	28 新緑町東団地	8:03	10:18	11:15	15:00	—
	29 新緑公園前	8:04	10:19	11:16	15:01	—
	30 緑町クリニック前	8:05	10:20	11:17	15:02	—
	31 のぞみ公園前	8:06	10:21	11:18	15:03	—
	32 図書館前	8:07	10:22	11:19	15:04	—
	33 保健福祉センター前	—	10:23	11:20	15:05	—
	34 宝町	8:08	10:24	11:21	15:06	—
	35 高橋測量設計前	8:09	10:25	11:22	15:07	—
	2 フクハラ幕別店前	8:10	10:26	11:23	15:08	—
	12 役場前	—	10:27	11:24	15:09	—
	1 幕別駅前【路線バス・JR】	終 8:11	終 10:28	終 11:25	15:10	—
					16:10	—

※1、2、3便是旭町方面から、4、5便是寿町・南町・緑町方面から先に運行します。  
※幕別駅前は、路線バス及びJRとの乗り継ぎ箇所となっています。

# 令和5年7月1日改正 幕別町コミュニティバス(札内線)



1号車(順回り)							札内線		2号車(逆回り)							
No.	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	No.	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	停留所名	No.	
1	札内支所前	始	7:25	始	9:10	始	11:03	始	13:47	始	15:46	1	札内支所前	1	札内支所前	
35	札内駅前【JR】	7:27	9:12	11:05	13:49	15:48	35	札内駅前【JR】	—	終	10:55	終	12:52	終	17:31	札内支所前
2	逢坂スポーツ札内店前【路線バス】	7:28	9:13	11:06	13:50	15:49	2	逢坂スポーツ札内店前【路線バス】	—	—	10:53	12:50	15:32	17:29	札内駅前【JR】	
3	豊町	7:30	9:15	11:08	13:52	15:51	3	豊町	—	—	10:52	12:49	15:31	17:28	逢坂スポーツ札内店前【路線バス】	
4	新北町東	7:31	9:16	11:09	13:53	15:52	4	新北町東	—	—	10:50	12:47	15:29	17:26	豊町	
5	新北町公園前	7:32	9:17	11:10	13:54	15:53	5	新北町公園前	—	—	10:48	12:45	15:28	17:25	新北町東	
6	新北町近隣センター前	7:32	9:17	11:10	13:54	15:53	6	新北町近隣センター前	—	—	10:48	12:45	15:27	17:24	新北町公園前	
7	札内北クリニック・おち小児科医院前	7:34	9:19	11:12	13:56	15:55	7	札内北クリニック・おち小児科医院前	—	—	10:46	12:43	15:25	17:22	新北町近隣センター前	
8	桜町南	7:35	9:20	11:13	13:57	15:56	8	桜町南	—	—	10:45	12:42	15:24	17:21	札内北クリニック・おち小児科医院前	
9	桜町西	7:36	9:21	11:14	13:58	15:57	9	桜町西	—	—	10:44	12:41	15:23	17:20	桜町南	
10	桜町近隣センター前	7:37	9:22	11:15	13:59	15:58	10	桜町近隣センター前	—	—	10:43	12:40	15:22	17:19	桜町西	
11	桜町北	7:38	9:23	11:16	14:00	15:59	11	桜町北	—	—	10:42	12:39	15:21	17:18	桜町近隣センター前	
12	札内北コミセン前	7:39	9:24	11:17	14:01	16:00	12	札内北コミセン前	—	—	10:41	12:38	15:20	17:17	桜町北	
13	札内北公園前	7:40	9:25	11:18	14:02	16:01	13	札内北公園前	—	—	10:40	12:37	15:19	17:16	札内北コミセン前	
14	北町	7:41	9:26	11:19	14:03	16:02	14	北町	—	—	10:39	12:36	15:18	17:15	札内北公園前	
15	札内ガーデン温泉前	—	—	11:21	14:05	16:04	15	札内ガーデン温泉前	—	—	10:37	12:34	15:16	17:13	北町	
16	北町東	7:42	9:27	11:23	14:07	16:06	16	北町東	—	—	10:35	12:32	15:14	17:11	札内ガーデン温泉前	
17	暁町北	7:44	9:29	11:25	14:09	16:08	17	暁町北	—	—	10:33	12:30	15:12	17:09	北町東	
18	暁町近隣センター前	7:45	9:30	11:26	14:10	16:09	18	暁町近隣センター前	—	—	10:32	12:29	15:11	17:08	暁町北	
19	暁町中央	7:46	9:31	11:27	14:11	16:10	19	暁町中央	—	—	10:31	12:28	15:10	17:07	暁町近隣センター前	
20	札内スポーツセンター前	—	—	11:28	14:12	16:11	20	札内スポーツセンター前	—	—	10:30	12:27	15:09	17:06	暁町中央	
21	百年記念ホール前	—	—	11:29	14:13	16:12	21	百年記念ホール前	—	—	10:29	12:26	15:08	17:05	札内スポーツセンター前	
22	暁町東	7:47	9:34	11:30	14:14	16:13	22	暁町東	—	—	10:28	12:25	15:07	17:04	百年記念ホール前	
23	十勝の杜病院前	7:49	9:36	11:32	14:16	16:15	23	十勝の杜病院前	—	—	10:26	12:23	15:05	17:02	暁町東	
24	白人小学校前	7:51	9:38	11:34	14:18	16:17	24	白人小学校前	—	—	10:24	12:21	15:03	17:00	十勝の杜病院前	
25	ぴあざフクハラ札内店前	7:54	9:41	11:37	14:21	16:20	25	ぴあざフクハラ札内店前	—	—	10:22	12:19	15:01	16:58	白人小学校前	
26	コーパ札内店前	7:57	9:44	11:40	14:24	16:23	26	コーパ札内店前	—	—	10:18	12:15	14:57	16:54	ぴあざフクハラ札内店前	
27	札内9号南通	7:58	9:45	11:41	14:25	16:24	27	札内9号南通	—	—	10:17	12:14	14:56	16:53	コーパ札内店前	
28	札内青葉保育園前	7:59	9:46	11:42	14:26	16:25	28	札内青葉保育園前	—	—	10:16	12:13	14:55	16:52	札内9号南通	
29	國安歯科医院前	8:00	9:47	11:43	14:27	16:26	29	國安歯科医院前	—	—	10:15	12:12	14:54	16:51	札内青葉保育園前	
30	札内東中学校前	8:01	9:48	11:44	14:28	16:27	30	札内東中学校前	—	—	10:14	12:11	14:53	16:50	國安歯科医院前	
31	東春日	8:02	9:49	11:45	14:29	16:28	31	東春日	—	—	10:13	12:10	14:52	16:49	札内東中学校前	
32	春日団地	8:03	9:50	11:46	14:30	16:29	32	春日団地	—	—	10:12	12:09	14:51	16:48	東春日	
33	パークホテル悠湯館前	—	—	11:48	14:32	16:31	33	パークホテル悠湯館前	—	—	10:10	12:07	14:49	16:46	春日団地	
34	札内南大通	8:05	9:54	11:50	14:34	16:33	34	札内南大通	—	—	10:08	12:05	14:47	16:44	パークホテル悠湯館前	
35	札内駅前【JR】	8:08	9:57	11:53	14:37	16:36	35	札内駅前【JR】	—	—	10:05	12:02	14:44	16:41	札内南大通	
36	リテラかとう前【路線バス】	8:09	9:58	11:54	14:38	16:37	36	リテラかとう前【路線バス】	—	—	10:04	12:01	14:43	16:40	札内駅前【JR】	
泉町・文京町・北栄町・若草町方面	札内支所前	8:11	10:00	11:56	14:40	16:39	1	札内支所前	1	—	—	10:02	11:59	14:41	16:38	リテラかとう前【路線バス】
	村松歯科医院前	8:13	10:02	11:58	14:42	16:41	37	村松歯科医院前	37	—	—	10:00	11:57	14:39	16:36	札内支所前
	泉町	8:14	10:03	11:59	14:43	16:42	38	泉町	38	—	—	9:59	11:56	14:38	16:35	村松歯科医院前
	泉町近隣センター前	8:15	10:04	12:00	14:44	16:43	39	泉町近隣センター前	39	—	—	9:58	11:55	14:37	16:34	泉町
	幕別温泉前	—	—	12:03	14:47	16:46	40	幕別温泉前	40	—	—	11:53	14:35	16:32	泉町近隣センター前	
	老人福祉センター前	—	—	12:05	14:49	16:48	41	老人福祉センター前	41	—	—	9:56	11:51	14:33	16:30	幕別温泉前
	あかしや町東	8:16	10:09	12:08	14:52	16:51	42	あかしや町東	42	—	—	9:53	11:48	14:30	16:27	老人福祉センター前
	札内南保育園前	8:17	10:10	12:09	14:53	16:52	43	札内南保育園前	43	—	—	9:52	11:47	14:29	16:26	あかしや町東
	老健あかしや前	8:17	10:10	12:09	14:53	16:52	44	老健あかしや前	44	—	—	9:52	11:47	14:29	16:26	札内南保育園前
	文京町	8:18	10:11	12:10	14:54	16:53	45	文京町	45	—	—	9:51	11:46	14:28	16:25	老健あかしや前